

(趣旨)

第1条 この規程は、西南学院大学（以下「大学」という。）の施設である西南学院百年館（松緑館）（以下「百年館」という。）の管理及び運営を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 百年館は、教育・研究活動、課外活動、校友活動、同窓会活動、後援会活動及び地域・社会活動の場を提供することによって、学校法人西南学院（以下「学院」という。）の教育目的の達成に資するとともに、学院関係者のネットワークの充実及び強化を図り交流の拠点となることを目的とする。

(休館日)

第3条 百年館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、学長が認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) キリスト降誕祭(12月25日)
- (3) 年末年始の休日(12月28日から1月5日まで)

(開館時間)

第4条 百年館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、学長が許可する共用設備の利用は、午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めたときは、当該時間を変更することができる。

(共用設備の利用)

第5条 百年館の共用設備は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多目的ホール（控室を含む）
  - (2) ミーティングルーム
  - (3) 2階会議室
  - (4) セミナー室
- 2 共用設備を利用する場合は、所定の利用願を総合企画部西南学院史資料センター事務室（以下「資料センター事務室」という。）に提出しなければならない。
- 3 前項の利用願の提出期限は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 学院の教職員及び同窓会 使用日の6か月前から10日前まで
  - (2) 学院の生徒・学生等 使用日の3か月前から10日前まで
  - (3) その他 使用日の1か月前から10日前まで
- 4 利用を希望する場合は、利用者の中から利用責任者を定めなければならない。この場合において、利用責任者は、利用全般において責任を負うものとする。
- 5 利用責任者は、利用願の記載内容に変更が生じた場合、直ちに総合企画部資料センター事務室へ届け出るものとする。

(利用許可範囲)

第6条 利用者は、次に掲げる事項に該当する場合、学長の許可を得て、共用設備を利用することができる。

- (1) 学院が設置する学校及び保育所（以下「設置学校等」という。）が主催又は共催する行事
- (2) 学院教職員が主催する行事
- (3) 学院学生（児童・生徒）団体が主催する行事
- (4) 設置学校等の同窓会又は同窓生で構成する団体が主催する行事
- (5) 設置学校等の保護者会及び後援会が主催する行事
- (6) 地域住民が主催する行事
- (7) その他、特に学長が許可する行事

(飲酒)

第7条 百年館内での飲酒は禁止する。ただし、多目的ホール及び控室については、学長が認めた場合に限り許可する。

(喫煙)

第8条 百年館内での喫煙は禁止する。

(利用許可の制限)

第9条 学長は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると判断した場合は、利用を許可しない。

- (1) 学院の名誉又は信用を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物又は備品等を破壊するおそれがあるとき。
- (4) 音楽（合唱を含む）・演劇等周囲に音漏れのおそれがあるとき。
- (5) その他、第2条に規定する目的に合致しないおそれがあるとき。

(利用料)

第10条 利用料は、別表に定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合は、利用料を免除する。ただし、入場料を徴収する場合は、この限りではない。

- (1) 設置学校等が主催する行事
- (2) 学院教職員が会場責任者となる学会
- (3) 学院の学生（児童・生徒）団体が主催し、かつ、学長が特に許可する行事
- (4) 設置学校等の同窓会が主催する行事
- (5) 設置学校等の保護者会及び後援会が主催する行事
- (6) その他、特に学長が許可する行事

(利用許可の取消又は中止)

第11条 学長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その利用許可を取り消し又は利用を中止させることがある。

- (1) 虚偽の申込が判明したとき。
- (2) 所管部署の指示に従わなかったとき。
- (3) その他、学長が管理上支障があると認めたとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、建物、付帯設備、備品等を汚損、毀損又は紛失した場合、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(所管部署)

第14条 この規程に関する事務は、資料センター事務室の所管とする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、部長会議が処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

附 則

この規程は、2016(平成28)年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、2016(平成 28)年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、2017(平成 29)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2018(平成 30)年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 10 条関係)